

農地中間管理事業に関する意見(評価書)

令和7年6月20日
公益財団法人和歌山県農業公社
農地中間管理事業評価委員会

農地中間管理事業評価委員会は、同事業規程16(2)に基づき審議した結果、以下のとおり評価する。

1 事業の適正かつ円滑な実施に関する評価

1) 貸借実績

農地の借受面積341.3ha及び貸付面積345.7haについて、和歌山県長期総合計画の目標値である300haを上回り、令和6年度の目標値である350haをほぼ達成することができたことは評価できる。

また、借受保有面積が年々増加していることから、本事業が周知され、広く活用されていることが確認できた。

2) 和歌山版遊休農地リフォーム加速化事業

本事業については、目標値14haに対して、実績は6.9haであったが、令和5年度実績の5.9haと比較すると実績が増加していることから、一定の事業効果があったものと考えられる。令和7年以降は、公社事業でなくなるが、県や市町と連携し、更なる遊休農地の解消を期待する。

2 事業の効率的かつ効果的な実施に関する評価

令和5年に関係法令が一部改正され、令和7年度から農業公社を経由した農地の貸借は原則、市町が定めた地域計画(目標地図)に則った農用地利用集積等促進計画によるものとなる。公社が、市町の地域計画策定に向けて、協議の場に複数回参加しただけでなく、市町の依頼を受け、意見を述べたことは評価できる。

また、令和7年度から、農地貸借は公社を経由した貸借契約にほぼ一本化されることを受け、県公社では、人員増加を図るなど効率的かつ効果的な事業実施に向けて努力されていることが確認できた。

3 今後の取組に関する評価(意見)

農地の貸借方法の一本化を受け、貸借面積の更なる増加に比例して事務量、トラブル対応も増加すると考えられる。今後、市町、農業委員会、県、振興局、土地改良区等との連携を一層強め、事業推進に向けた強固な体制整備を期待する。